

■点検項目 10 関係（キャリアコンサルティングの説明）

派遣元事業主は、派遣労働者として雇用しようとする労働者に対し、キャリアアップ措置（教育訓練や希望者に対して実施するキャリアコンサルティング）の内容として、派遣法 30 条の 2 第 1 項、2 項の規定による教育訓練（訓練内容や受講方法）及びキャリアコンサルティングの相談窓口（相談先や利用手法）について説明することが必要です（派遣法 31 の 2 ①）。

その説明に際しては、派遣労働者のキャリア形成支援につながるように、例えば、キャリアパスに応じた教育訓練の体系（受講のモデルケース）や、キャリアコンサルティングの相談例も示し、派遣労働者に分かりやすく説明することが望ましいといえます。